

第13回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年3月6日(金) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 第2・第3会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵、
6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、9番 松本昌子
10番 垣谷征志、11番 酒井博一、12番 矢野健巳 14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司、3番 若藤陽介、4番 宮川一郎、5番 小橋誠一
6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、5番 濱口佳史、13番 ハジィフ泉
【推進委員】
2番 弘瀬正彦
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請(所有権移転)について(1件)
議案第2号 農地法第4条許可申請について(1件)
議案第3号 農地法第5条許可申請について(1件)
議案第4号 非農地証明願について(3件)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第6号 地域計画の変更にかかる協議について
議案第7号 農地法第3条許可申請(賃借権設定)について(4件)

議長 皆さんこんにちは。新しい役員になりましたちょうど1年たちます。
いろいろとありがとうございました。
それでは、早速ですが、第13回農業委員会3月定例会を始めたいと思います。
本日の欠席委員さんは、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名です。
それと〇〇さんは、ちょっと今、電話しておりますが連絡が取れませんので、このまま進めたいと思います。
本日の定例会は成立することをお知らせします。
次に本日の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。
それでは議案第1号、農地法第3条申請について出ていますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページ目をお願いします。
農地法第3条申請、1件出ております。
番号1番、譲渡人、〇〇さんです。
譲受人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町出口字新大谷3240番、畑、632平米となっています。
理由としまして、所有権移転、譲渡となります。
3ページからお願いします。
まず場所ですが、県道で、四万十市古津賀から出口のほうに向かっていく県道の道路沿いの場所となります。
左側のほうに斎場が見えておりまして、そこの近くでして、この県道から少し下がった場所にある、少し低い農地となります。
続いて、4ページ目がゼンリンの地図となります。
続きまして、5ページ目が拡大の航空写真です。
上に見えておりますのが、県道になります。
続きまして、6ページ目が公図となります。
申請地の上に、3209番とありますが、これが国交省の水路となっております。
左右には、農地が並んでおります。
続きまして、7ページ目、8ページ目が、現況写真となります。
まず7ページ目のほうは、県道側から撮った写真となります。
続いて8ページ目が、反対側、山側のほうから、県道側に向かって撮った写真となります。
梅の木などが植えられており、草刈もされておりました、きれいに管理されている農地となっております。
続いて、9ページ目が第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。
譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。
第2項第1号につきまして、譲受人は約15年の農作業経験があり、現在は〇〇で、野菜（サツマイモ、ピーマンなど）を栽培している。申請地への通作可能距離にお住まいであり、諸状況などから見て耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。
作業従事者として、ご本人。所有機械として、草刈り機、軽トラックとなっております。
第2号と第3号は該当ありません。
第4号につきまして、年間200日の農作業従事日数となっております。
第5号は、該当ありません。
第6号につきまして、所有権移転後は、主に、果樹（柿・フラム）と施設野菜の栽培を行うとのことであり、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。
事務局の方から以上です。

事務局 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんのほうからお願いします。

〇〇委員 3月3日に、〇〇さんに会いに行きましたが、ご本人不在で、奥さんがいらっしやっただので話を聞きました。〇〇さんは、娘さんの嫁ぎ先の関係の知人で、それで譲り受けするということになりまして、譲り受けた後には、取りあえず果樹を植える計画だそうです。

現況写真の8ページから見たら分かりますが、現状、こういうかたちで果樹が植わっていますが、今後も果樹をうえていきたいとのこと。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
担当委員さんの説明が終わりました。
この3条の案件について、質問意見はありませんかね。
耕作できる状況の畑で、果樹を植えるということですので、よろしいかと思えます。
意見はないようでしたら、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。
承認されました。
続きまして、議案第2号です。
農地法の第4条について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページ目をお願いします。
農地法第4条申請、1件出ております。
番号1番、申請人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町入野字石本1281番、畑、125平米となっております。
申請理由としましては、申請地の向かいにある自宅用の駐車場として整備したいということ。10ページからお願いします。
まず場所ですが、上のほうに役場本庁が見えておりますが、芝の集落付近にある申請地となっております。
下のほうに、旧の大方中央保育所が見えております。
11ページ目が、ゼンリンの地図となっております。
申請地の左側に道路がありまして、その道路を挟んで〇〇がありますが、こちらが〇〇になるようです。
今のお住まいは、先ほど申し上げた〇〇ということなんですが、〇〇のほうがこちらになるということで、そちらに〇〇などの駐車場にしたいということが出てきております。
続いて12ページが、拡大の航空写真です。
こちら、農作業倉庫が建っておりまして、そちらはそのまま残して、そこ以外を駐車場にしたいということのようです。
周辺には砂地が多く、ラッキョウ畑となっております。
13ページ目が公図となっております。
周辺は、1280番と1283番は畑、1282番は地目は田んぼとなっております。
続いて14ページ目が、土地利用計画図です。
こちら、倉庫以外の場所を、駐車場、車の通路、回転スペースとして利用したいということ。15ページ、16ページ目が、現況写真となっております。
15ページ目の方に、農作業用倉庫が写っております。
倉庫のスペース以外は、畑に作物が植えられておりまして、きれいに畝が作られて管理されておりました。
16ページ目のほう、倉庫の裏側を見ていただきますと、ハウスなどもあって、今はもう鉄骨だけになってるようですが、以前はここでハウスなども栽培されていたようです。

こちらですけれども、土地利用については、現況の表土を一部剥ぎ取って、厚さ 10 センチ程度の碎石を敷くということです。

大規模な切土とか盛土は行わないということです。

排水計画につきまして、雨水は碎石敷きによる自然浸透とし、道路側溝へ過度な流出がないよう、勾配を調整するという事です。

資金計画としまして、土地の造成費が〇〇円となっております、こちら〇〇ということです。

隣接農地につきましては、13 ページ目を見ていただけたらと思うのですが、1280 番、1282 番、1283 番、これらの隣接農地について、全て同意をいただいているということのようです。

事務局のほうから以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、担当委員さんの方よりお願いします。

〇〇委員 3月1日に〇〇委員と見に行ったんですが、〇〇は鍵が閉まって誰もいないような状況でした。

それで、12 ページを見てもらったら、航空写真で、申請地前の道は車が通れるのですが、左側の細い道は、自転車じゃないと通れないような道です。

〇〇に駐車場を作りたいということで、畑を整備して、駐車場にしたということでした。

議長 はい、ありがとうございました。
4 条申請ですので、自分の土地を駐車場に転用するということです。
この案件につきまして、質問意見はありませんか。
特にないようでしたら、承認を受けたいと思います。
議案第 2 号の農地法 4 条申請について承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
承認されました。
続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 議案書 1 ページ目をお願いします。
農地法第 5 条申請、1 件出ております。
番号 1 番、譲渡人、〇〇さんです。
譲受人、〇〇さんとなります。
申請地としまして、黒潮町浮鞭字南岩田 1019 番 1、畑、406 平米、同じく字南岩田 1024 番 1、14 平米、同じく字南岩田 1026 番 1、畑、61 平米となっております。
理由としまして、高規格道路の用地買収により、既存の工場が買収になったため、工場を新築するという事です。
17 ページ目からお願いします。
まず場所ですが、左下のほうにビオスおおがたが見えておりまして、こちら、湊川に入っていく道路がありますが、その道路沿いの場所となります。
すぐ付近には基盤整備地が広がっている場所となります。
続いて 18 ページ目は、ゼンリンの地図です。
続いて 19 ページ目が、拡大の航空写真です。
続いて 20 ページ目が、公図となります。
こちら、申請地を赤い枠線で囲んでおりますが、1026 番 1+1026 番 2 というふうに書かれておりまして、その下の 1019 番 1+1019 番 2 というふうに書かれておりますが、ここですね、1026 番 1 と 2 の境界が明確になってないということで、公図の中に、こ

ういう書かれ方がされています。

現状、法務局にはこういう登記のされ方をしてるんですが、地籍調査が終わりまして、その結果、次の21ページ、このような形になるようで、このとおり、法務局での登記待ちという状態のようです。

ですので、この21ページがと正確な公図の図面になってくると思われます。

続いて、22ページ目が土地利用計画、排水計画です。

南側に建物がありまして、北側半分は資材置場、それから駐車場として使われます。こちら、特に造成などは行わず、砕石敷きとするようです。

排水計画につきましては、雨水は自然浸透と東側の既設側溝に排水するように調整をするということで、雑排水は浄化槽を設置して同じ東側の側溝に排水するという事になっております。

続いて、23ページ目が、内部の配置図となっております。

申請者の方が大工さんをされておりますので、様々な機材の配置計画となっております。

24ページ目が、立面図となります。

続きまして、25ページ、26ページが現況写真となります。

25ページのほうですが、ご覧いただきますように、北側のほうから道の駅のほうに向かって撮っている写真ですが、既存の側溝が見えておりまして、こちらに先ほど申し上げた浄化槽から排水をするということです。敷地内への進入についても、道路とレベルになっておりますので、こちらから入れるようになっております。

26ページが、反対側、南側を撮った写真なんですが、こちらは少し敷地との高低差がありまして、ごらんいただくように垂直の壁が立っているような状態となります。

資金計画としまして、土地の取得費が〇〇円、建築・外構費が〇〇円で、合計〇〇円となりまして、〇〇となっております。

隣接農地につきまして、南側に、写真でも分かると思いますが、ハウスが建っておりますが、作物をつくってないようです。資材置場になっているということです。

位置関係としまして、ハウスが南側になるので、日当たりに影響することはないですし、風の通りを邪魔することがないということで、おそらく影響はないだろうということで、同意書はいただいてなくて、被害防除計画もなしというところで出てきております。

事務局のほうから以上です。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうからありましたら、お願いします。

〇〇委員 今月1日の日曜日に、現地のほうを確認させていただきました。
ご本人さんにはお会いしてないんですけども、今ある工場のほうが、ユートピアから降りてきて少し行った白っぽい建物のところに、今、工場があるんですが、その代替ということです、今、事務局のほうから説明いただいたとおりでございます。
以上です。

議長 はい。
5条申請ですので、自分の土地じゃないところを購入して、それに合わせて工場を建てるということになっております。
隣のハウスは、今もう作りよらんが？

〇〇委員 〇〇さんのハウスがあって、今はもう老朽化して、取り壊しているような状態やけど、今言いつた同意書よ。〇〇さんと、〇〇さんは従兄弟同士ながやけど、この同意書はあった方がいいと思う。農業委員会として、この申請に承認はするけど、同意書については、一言、必要である旨、意見としていった方がいいと思う。

事務局 先ほど自分の方からお話しした理由で、申請者の方からは、同意書は今回はつけておりませんということを出されているんですが、農業委員会のほうで、やっぱり同意書があったほうがいいのじゃないかという意見はお伝えすることができるので、それは申請者のほうに、一度お伝えしておきます。

議長 この4条や5条申請は、町の農業委員会だけじゃなくて県の農業基盤課へいくけんね。県のほうから、同意書はありますかと言われるかもしれんね。
そのほか意見、質問ありませんか。
高速道路用地の代替として建てるようですので、これでよろしいかと思えます。
それでは、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
承認されました。
続きまして、議案第4号非農地証明願について3件ありますので、事務局よりお願いいたします。

事務局 議案書の2ページ目をお願いします。
非農地証明願、3件出ております。
番号1番、願出人、〇〇さんとなっております。
この1番ですが、先に、ちょっと27ページをご覧になっていただきたいんですけども。場所のほうで、生華園が下に見えておりまして、ここの県道がありますが、そこから山に入っていった場所です。山林のような現況になっている所です。
願出人さん、代理人さんだったんですけども、ご相談に来たときにですね、場所を確認しまして、こういった山林になってる所なので、非農地証明願をどうぞ提出してくださいというご案内をしたんですが、後で確認しましたら、農用区域に入っていることが分かりました。これまでもお話ししているように、農用区域内の農地は除外手続をしないと、非農地もそうですし、転用も出来ないということになっております。そういったことですので、願出人さんには、たいへん申し訳ありませんが、一旦、除外手続の方を進めまして、その後、非農地証明願を出していただくということで、お話をさせていただきましたので、申し訳ありません、1番については、今回保留ということにさせていただきたいと思えます。

議長 非農地証明願の1番ですが、やっとな自分の出番が来たかなと思ったところで、現地も見てきたところでしたが、今回は保留ということですので。
続きまして非農地証明願の2番のほうをお願いいたします。

事務局 非農地証明願の番号2番です。
願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町加持字ヲンヂガハナ768番3、田、298平米となっております。
願出理由としまして、約20年前頃、耕作をやめ、その後、山の土を掘削し盛土を行った。現在は地盤が固く、耕作が難しい状況にあるということです。
31ページ目からお願いします。
まず場所ですけども、左側のほうに加持ふれあいセンターが見えておりまして、そこから東の方に行きまして、田村と小川の境界辺りになる場所というふうに思われます。
32ページ目が、ゼンリンの地図です。
下のほうに願出地がありまして、その上に〇〇さんという〇〇がありますが、こちらが願出人さんの〇〇の〇〇となっております。
非農地証明で地目変更後は、ここに〇〇したいということで手続きをされているよ

うです。

続いて、33 ページが拡大の航空写真です。

続きまして、34 ページ目が公図となっています。

願出地の北側にあります 769-2 というのが、〇〇となっております。

続きまして 35、36 ページが現況写真となっております。

こちら、申し上げましたとおり非農地化して、〇〇ということですので、願出人さんからですね、現況的には、草木が繁茂している状況ではないが、ということで願出がありまして、ただ耕作やめてから 10 年以上たっているということと、土を入れてですね、だいぶ地盤が固くなっていると。見に行ったら、ガラもバラバラ入っているような状況ではありまして、耕作しやすいという状況ではないので、非農地証明願で審議をお願いしたいというお話でした。

一定、土地の入り口部分もですね、町道整備をした際に、縁石の境界ブロックのような形で固められておりまして、使い勝手という面では、農地の利便性という面では考えられるかなというところで、また審議の方をお願い出来たらと思います。

事務局のほうから以上です。

事務局 事務局の説明が終わりました。
担当委員さんからお願いします。

〇〇委員 〇〇さんと電話で話して事情を伺ったんですが、盛土をしたのは前の地権者の時にやられたそうで、何年前か、正確にちょっと分からんそうなんですが、見に行った感じすごいガチガチで、家の前で家の入口やけん、草の処理はしていたそうなんですが、耕作にはちょっと適さないような場所で、非農地が妥当かなという印象でした。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんの説明が終わりました。
この件について、質問意見はありませんか。

〇〇委員 これは、かなり埋めちようね。
家を建てる時に、山を掘削して、それを盛土したがやろか。

〇〇委員 家の裏に畑があるので、そこを拓いた時に出土か。まあ、前の地権者がされたことやけん、詳細は分からんがですけど。

事務局 地盤が固くなっているという、こういう似た土地の形状で、先月に上田の口で太陽光発電の 5 条申請が出てきたんですが、あちらは転用申請だったんですが、あの案件と今回の案件の違いというのは、今回の件は休耕後 20 年以上経っていると。前回の案件は、休耕後 10 年経っていないということでしたので、まずそこで非農地の要件に該当しないという内容でした。今回は、20 年以上経っているということで、非農地の要件として審議ができる部分はあるという違いはあります。

議長 現場がどうなっているかよね。
なかなか地盤も固くて、もう耕作に適しちよう状態ではないということですが。
ほかに意見はありませんかね。
なければ承認できたらと思いますが。
それでは、非農地証明願の 2 番について承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして、3 番をお願いいたします。

事務局 また2ページをお願いします。
非農地証明願の番号3番です。
願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町浮鞭字西坂ノ南1878番1、畑、66平米、同じく字西坂ノ南、1878番口、畑、297平米となっております。
願出理由としまして、少なくとも20年以上前に耕作をやめ、平成30年頃まで、資材置場や駐車場として使用していた。現在は、一部がコンクリート舗装されているなど、耕作が困難な状況にあるということです。
37ページ目からお願いします。
場所ですが、浮鞭上の集落内にある場所となります。
続きまして、38ページ目がゼンリンの地図です。
次にいきますが、39ページが拡大の航空写真です。2筆となっております。
続いて、40ページ目が公図となっております。
41ページ目が、現況写真となります。
こちらの写真手前のあたりが、灰色、グレーの地盤になっておりますが、コンクリート舗装されておりました。
また写真でご覧いただけるように、実際に車も停められて、駐車場として利用されておまして、かなり地盤のほうも固くなっているようなので、なかなかもう耕作については、難しい状況というふうに見えます。
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうよりお願いします。

〇〇委員 これも一緒に3月1日の日曜日、〇〇さんと一緒に現場に行きまして、確認いたしました。
手前はもうコンクリートが敷かれておまして、奥側もかなり草が生えておまして、コンクリートはしてないんですけども、畑としては使えないような状態と思われました。
ちょっと、農地としても利用は無理じゃないかと思えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
担当委員さんの説明が終わりました。
コンクリートが敷かれて、耕作が困難な状況とのことですが。
この件について、質問意見はありませんか。
非農地証明後には、何かに利用するということは、聞いちょう？

事務局 ごめんなさい、その後、どうするかというのは聞いてないです。

議長 分かりました。
意見質問ありませんかね。
実際に、コンクリートも広い面積で敷かれているので、農地としての利用は困難だと思います。
それでは、非農地証明願の3番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。
承認されました。
続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について、当日配付された資料のほうで、事務局

より説明をお願いいたします。

事務局 本日お配りしました議案5号の資料をお願いします。
今回、件数がかかなり多くなっております。
二つの法人さんから、更新及び新規設定の件が数多く出ておまして、かなりの件数になってきております。
順番に、ご説明をさせていただきます。
整理番号7-36から7-39が同じ耕作者さんに設定する案件ですので、1度に説明をさせていただきます。
貸付け人、〇〇さんです。
設定期間としまして、令和8年3月から令和18年3月の10年間となっております。
場所としまして、黒潮町浮鞭字社4025番、田、579平米、作目水稻、〇〇となります。
続いて、同じく浮鞭字南馬場250番、田、261平米、作物水稻、〇〇です。
続いて、同じく字南馬場251番、田、面積は同じく261㎡平米、作目水稻、〇〇です。
同じく、字馬場253番、田、254平米、作目水稻、〇〇となっております。
こちら高知県農業公社と利用権設定を行った後、〇〇さんと利用権設定を行います。
新規の設定となります。
次ですが、7-40から7-43までが同じ耕作者さんとなりますので、これも1度に説明させていただきます。
まず7-40と7-41、貸付人、〇〇さんです。
設定期間としまして、令和8年3月から令和18年1月の約10年間となります。
場所としまして、入野字平成7138番、畑、342平米、作目果樹、〇〇です。
続いて、同じく字平成7139番、畑、3542平米のうち2672㎡、作目果樹、〇〇同じとなっております。
続きまして、7-42と43ですが、貸付人、〇〇さんです。
期間としまして、令和8年3月から令和18年1月の同じく約10年間となっております。
場所としまして、入野字平成7135番、畑、2635平米、作目果樹、〇〇です。
同じく、入野字平成7136番、畑、1720平米、果樹、〇〇となります。
こちら、高知県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと利用権設定を行います。
続きまして3件目ですが、〇〇委員の関係する案件となります。
(〇〇委員、退席)
7-44、貸付人、〇〇さんです。
設定期間としまして、令和8年3月から令和13年3月の5年間となっております。
場所としまして、蛭川字泉4141番、田、面積1434平米、水稻、〇〇となっております。
こちら、高知県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと利用権設定を行います。

議長 先に、この1ページの案件について承認しましょうか。
今、事務局のほうから説明がありました利用権の設定で、新規設定と更新の案件が出ておりますが、特に問題ないと思います。
承認される方の挙手をお願いいたします。
挙手全員で承認されました。
(〇〇委員、着席)

事務局 それでは、2ページ目のほうから続けさせていただきます。
この7-45から7-58まで、同じ耕作者さんとなりますので、これも一括で資料のご

説明をさせていただきます。

7-45 から 7-47、貸付人、〇〇さんです。

設定期間としまして、令和 8 年 3 月から令和 18 年の 3 月の 10 年間となります。

場所としまして、黒潮町出口字カタキカ谷 789 番、畑、1261 平米、作目果樹、反あたり借賃〇〇となっております。

同じく、出口字カタキカ谷 813 番、畑、2493 平米のうち 1079 平米、果樹、借賃〇〇です。

続いて、同じく出口字赤鼻 793 番 1、畑 1707 平米のうち 917 平米、果樹、借賃〇〇です。

次、7-48、貸付人、〇〇さんです。

期間、同じく 10 年間です。

場所としまして、出口ワニ石 2850 番、畑、3660 平米のうち 3290 平米、果樹、反あたり借賃〇〇です。

次ですが、7-49、貸付人、〇〇さんです。

期間、同じく 10 年間です。

場所としまして、田野浦字中ノ谷 27 番、畑、511 m²、果樹、反あたり〇〇です。

7-50、〇〇さんです。

期間、同じく 10 年間で、田野浦の字中ノ谷 28 番、670 平米、果樹、借賃〇〇です。

次が、7-51、貸付人、〇〇さん、期間 10 年間、場所が田野浦字中ノ谷 38 番、畑、1049 平米、果樹、反あたり〇〇です。

7-52、〇〇さんです。期間同じです。

場所が、入野字平成 7188 番、畑、1977 平米のうち 1597 平米、果樹、反あたり〇〇です。

7-53、〇〇さんです。

期間 10 年間、下田の口字岩合代 3024 番、畑、730 平米、果樹、借賃〇〇です。

7-54、〇〇さん、期間 10 年、出口字竹ガサコ迫 822 番、畑、1419 平米、果樹、〇〇です。

7-55、〇〇さん、期間 10 年、出口字新大谷 3250 番、畑、2967 平米、果樹、〇〇です。

7-56、〇〇さん、期間 10 年間、出口字新大谷 3254 番、畑、555 平米、果樹、〇〇です。

7-57、〇〇さん、期間 10 年間、出口字新大谷 3271 番、畑、728 平米、果樹、〇〇です。

7-58、〇〇さん、期間 10 年間で、入野字平成 7150 番、畑、1381 平米、果樹、〇〇です。

こちら、農地中間管理機構と利用権設定した後、〇〇さんと利用権設定を行います。

こちら、45 番から 52 番までが新規の分で、53 番から 58 番が再設定が行われる分となります。

次の 3 ページ目に行きます。

こちら、7-59 から 7-64 まで耕作者さん同じですので、一括で説明させていただきます。

まず、7-59、貸付人、〇〇さんです。

期間としまして、令和 8 年 3 月から令和 11 年 3 月の 3 年間となります。

場所としまして、浮鞭字ヤモウヂ 4213 番、畑、1333 平米、作目サトウキビ、〇〇です。

7-60、〇〇さん、期間同じく 3 年間、田野浦字西間 3349 番、田、990 平米、サトウキビ、〇〇です。

7-61、黒潮町田野浦の〇〇さん、期間 3 年間、田野浦字本田 3075 番、畑、930 平米、サトウキビ、借賃同じです。

7-62、7-73、〇〇さん、期間 3 年間、田野浦字中ノ谷 127 番、畑、180 平米、サトウキビ、〇〇です。

同じく、田の浦字中ノ谷 17 番、933 平米、サトウキビ、〇〇です。
7-64、〇〇さん、期間 3 年間、田野浦字中ノ谷 18 番、畑、2000 平米、サトウキビ、
〇〇です。

こちら、高知県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと利用権設定を行います。
利用権設定について、以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
こちら利用権設定ですが、新規の分と再設定の分も出ております。
これについて、質問意見ありませんか。

〇〇委員 2 ページの紙崎さんのとこやけど、何㎡のうち、というのはどういう状況ですか？

〇〇委員 自分のところで、おおぐし農園に貸しちょうところでもあるがやけど、一部、地盤
が固くて作れんところがあって、それで 1 筆のうち耕作できるところだけ契約して、
何㎡のうち何㎡という言い方になっています。

議長 耕作に向かないところがあったら、そこの面積を差し引いて、契約面積としてます
ね。
そのまま植えられるところと、自分で伐採せないかんとこでも違いますし、何年間は
〇〇で作らせてくださいというような、現場の判断でやっているようです。

〇〇委員 作目果樹というのは、ブントンですか？

〇〇委員 小夏も出荷しようみたい。

議長 そのほか質問ないですか。利用権の設定ですので、耕作をしていただけることは、
ありがたいと思います。
それでは、議案第 5 号について承認を受けたいと思います。
承認する方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
承認されました。
続きまして、議案第 6 号、地域計画の変更にかかる協議について、本日の配付の資
料で、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 本日お配りしました議案第 6 号の資料をお願いします。
地域計画の変更に係る協議について、ご説明をさせていただきます。
こちらのほうですが、ごこれまでお話させていただいております通り、転用や、非
農地証明の手続をした農地は、農地から別用途になるので、地域計画から除外をしな
いといけないようになっていきます。
加えて、新たに利用権設定した農地についても、目標地図と紐づけしている耕作
者が変わりますので、こちらでも耕作者の変更をするということになります。
毎月定例会で、この転用とか、非農地証明、それから利用権設定の手続をさせてい
ただいておりますが、その都度、地域計画の変更の審議を行うことは、なかなか大変
なので、年度末にまとめて除外手続きをさせていただくというものになります。
ページをめくっていただきまして、1 ページと 2 ページに、今年度、利用権設定をさ
せていただいた農地と、非農地証明や転用地、それから 3 条申請で耕作者名が変わっ
たところについて、一覧を出させていただきます。
これらについて、本定例会で承認をいただけたらと思うんですが、もう内容につい
ては、今年度の審議をさせていただいたものをそのまま反映していますので、そのと

おりで見ていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

議長 1 ページ、2 ページが一覧表で、この後はどのような資料ですか？

事務局 3 ページ以降、各地域計画の地区農地を担う方のお名前を載せています。
黒潮町内が全部で七つの地区に分けられております。
3 ページ目から佐賀 1 地区、それから続いて佐賀 2 地区、大方 2 地区、大方 3 地区と
いうように区分けがされています。
その地区ごとに、各地区を担う方のお名前が載っておりますので、今回の利用権設
定などで、耕作者が変わったものを反映して、各地区の担う方が、このように変わ
りますということで、3 ページ以降に載せております。

〇〇委員 これ大方 1 と大方 2 が同じ名簿になってるみたい。

事務局 申し訳ありません。同じものをコピーしてしまったみたいです。
大方 2 地区分を 2 回コピーしてしまっています。
少しお時間いただきまして、大方 1 地区分をコピーしてまいります。申し訳ありま
せん。

議長 10 分間休憩にしましょうか。その間にコピーをお願いします。

(10 分間休憩)

事務局 お待たせして申し訳ありません。
大方 1 地区分を、今、お配りしましたので、ご確認をお願いします。

〇〇委員 今の大方 1 地区を見たら、〇〇さんが入ってない。
認定農業者になっちゃうと思うけど。

事務局 この名簿に載ってない方は、現時点では担う者リストには入っていないということ
になります。昨年度、地域計画策定にかかり各地区で協議してリストアップした方と、
利用権設定の状況などを勘案して名簿を作っております。
再度、確認をしておきます。

〇〇委員 〇〇さんは、認定農業者ではないと思う。

〇〇委員 御坊畑地区が誰も載っていない。

事務局 先ほどお話しましたように、各地区協議の中でリストアップしていただいた方と営
農の状況、利用権設定等の状況を参考にして名簿を作成しております。現状はこの
通りになっています。
毎年度、ブラッシュアップが可能ですので、お話をさせていただきながら、リストに
反映できたらと思います。

〇〇委員 〇〇さんとか、頑張って営農されている方もいるので、ぜひリストアップできたら
いいと思います。

議長 いいですかね。
この計画については、一年間審議してきた内容となっているようです。
そのほか、意見ありませんかね。
ないようでしたら承認を受けたいと思います。

議案第6号を承認される方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

挙手全員で承認されました。

続きまして議案第7号、農地法第3条（賃借権）の規定による許可申請について、今日配られたかと思いますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号と書いた当日資料をお願いします。

あまり今までケースがなかったんですが、農地法の3条申請で、通常、定例会の中でお話しているのが、所有権移転の3条申請になるわけですが、今回、貸借で3条申請が出てきております。

賃借権の設定なので、利用権設定と同じように、貸し借りについて、こちらの定例会の場で承認を行うというものになりますが、利用権については、機構法という法に基づくもので、この3条の賃借権設定というのは、農地法に基づくものになります。

貸人さん借人さんで、それぞれ、期間とか金額を設定して、貸し借りの契約を行うということは同じなんですが、この農地法と機構法の大きな違いというのが、農地法の3条申請については、設定期間の更新について、期間到来の際、更新するもしくは解約するというお話を何もしなければ、自動更新されるという制度になってきます。

これまで、手続きを行ってありました機構法の利用権設定については、更新手続きをしなければ、期間満了時点で契約終了となるのですが、農地法3条による賃借権設定については、自動的に更新となります。

農地法は、耕作者を守る法律ですので、こういった制度になっていたのですが、地権者側からは、自動更新ではなくて、やはり期間満了の際には、一度契約終了して新たに更新手続きを行う方が望ましい声もあったようでして、この措置として機構法による利用権の制度が制定されたとのことです。

今回の案件につきましては、どうして3条申請であがってきたかということ、もともと相対で契約していた件なんですが、期間満了ということで、今年度から相対でなく、中間管理事業による更新手続きということで、進めていたところ、県農業公社が農地の形状上、取扱ができないということでお話がありました。

議案書の10ページ目を見ていただけたらと思うのですが、入野字吉田という場所になります。現状、1枚の畑として〇〇さんが利用しているのですが、筆としては何筆にも分かれているようで、地権者も複数名いらっしゃるようです。

それで、手続きの際、県公社さんとしては、測量等も行い面積の根拠も正確に算出するというのですが、今回のケースでは、あまりにも1筆ずつ細分化されていて、境界確認や面積計算等が複雑であり、取扱ができないということでした。

そういったことで、賃借権を設定する方法としては、この農地法3条申請しかありませんでしたので、そのように耕作者さんと地権者さんにお話をしまして、申請があがってきたものとなります。

議長 こちらの場所、相対で契約した時のことを覚えているんですが、確かに細かい筆がたくさんありました。

〇〇委員 この手続きは、自動更新になるが？

事務局 更新時期が来て、何もしなかったら自動更新になりまして、そこが利用権との違いです。

議長 利用権については、期間が来たらそこで終了ですし、契約続けるなら1回1回更新手続きしなければいかんということですが、農地法なら自動更新ということながやね。

〇〇委員 それやったら、更新手続きが簡略化できるけん、この3条申請の方が、申請者から

したらいいように思うけど。

事務局 自動更新ってということなので、地権者さんからしたら、やっぱりその期間設定のある
利用権のほうが安心感というか、満了期間というものが明確に設定されてるので、そう
いう部分はあると思います。

〇〇委員 確かに、それはあるかもしれんね。

事務局 それでは、1番のほうから、順に確認をさせていただきます。

農地法第3条、賃借権の設定、4件となっております。

まず、番号1番、貸人、〇〇さんです。

借人さんが、〇〇さんとなります。

申請地としまして、黒潮町入野字吉田 4653 番、畑、89 m²、期間令和 8 年 3 月から令
和 18 年 3 月、10 年間となります。

作目が果樹、賃料が反あたり〇〇となります。

続いて 2 番、貸人、〇〇さんです。

耕作者同じく〇〇さんです。

場所としまして、入野字吉田 4641 番、畑、109 平米、同じく字吉田 4642 番、畑 102
平米、同じく字吉田 4657 番、畑、79 m²、同じく字吉田 4658 番、畑、面積同じく 79 平
米です。

期間としまして、令和 8 年の 3 月から令和 18 年 3 月の 10 年間です。

作目同じく果樹、借賃〇〇円です。

続いて番号 3 番、〇〇さんです。

場所としまして、入野字吉田 4650 番、畑、261 平米、同じく字吉田 4659 番、畑、72
平米、期間、〇〇です。

続いて、番号 4 番、〇〇さんです。

場所としまして、入野字吉田 4643 番、畑、95 平米、同じく字吉田 4644 番、畑、89
平米、同じく字吉田、4645 番、畑、102 平米、字吉田 4649 番、畑、403 平米、同じく
字吉田 4651 番、畑、85 平米、同じく字吉田 4652 番、畑、72 平米、期間、作目、〇〇
となっております。

こちら、〇〇さんと利用権設定を行います。

お話ししましたように、全て相対で契約していた分を更新する案件となります。

以上、お願いします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。

再設定ですので、そのまま引き続き〇〇さんに作ってもらおうというかたちです。

これについて、意見質問ありませんか。

〇〇委員 入野字吉田というのは、場所的にどこら辺になりますか？

議長 国営の早咲団地内で、たばこの乾燥作業場の正面辺りになります。

〇〇委員 そちら辺りは、藪みたいになってなかったかね。

〇〇委員 筆が細かく分かれちゃうのですが、〇〇さんが 1 枚の畑にして使ってます。この畑
周辺は竹藪になってますね。

議長 そのほか、ご意見ありませんかね。

ないようでしたら承認を受けたと思います。

議案第 7 号、農地法第 3 条、賃借権の設定にかかる申請について承認される方の挙

手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。挙手全員で承認されました。

本日の議案は以上です。

(午後 3 時 31 分終了)